

日インドネシアEPAに基づく原産地証明書データ交換
におけるパイロット運用
(令和5年5月1日～6月25日)

<e-COご利用のポイント>

財務省関税局
令和5年4月

NACCSにおけるパイロット運用の概要

目的

本パイロット運用においては、実際にインドネシア発給機関で発給されたe-COを利用して以下のことを確認します。

- (1) インドネシア発給機関が発給するe-COが輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」）において正しく受信できること
- (2) NACCSが受信したe-COが、NACCSの利用者（輸入者、通関業者、税関）により適切に利用できること

期間

令和5年5月1日（月）から6月25日（日）までとします。

パイロット運用において、上記(1)及び(2)が安定的に実施できた場合、6月26日（月）から本格運用に移行する予定です。

参加者

日インドネシアEPAに基づき、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の**通関手続をNACCSで行う輸入者又は通関業者の方であって、e-COの利用を希望し、本パイロット運用にご協力いただける方であれば、事前申込みなどを行うことなく、ご参加いただけます。**

※ e-COのご利用にあたっては、本資料のほか、『日インドネシア経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領』に取扱いの詳細を掲載しております。併せてご確認の上、ご利用願います。

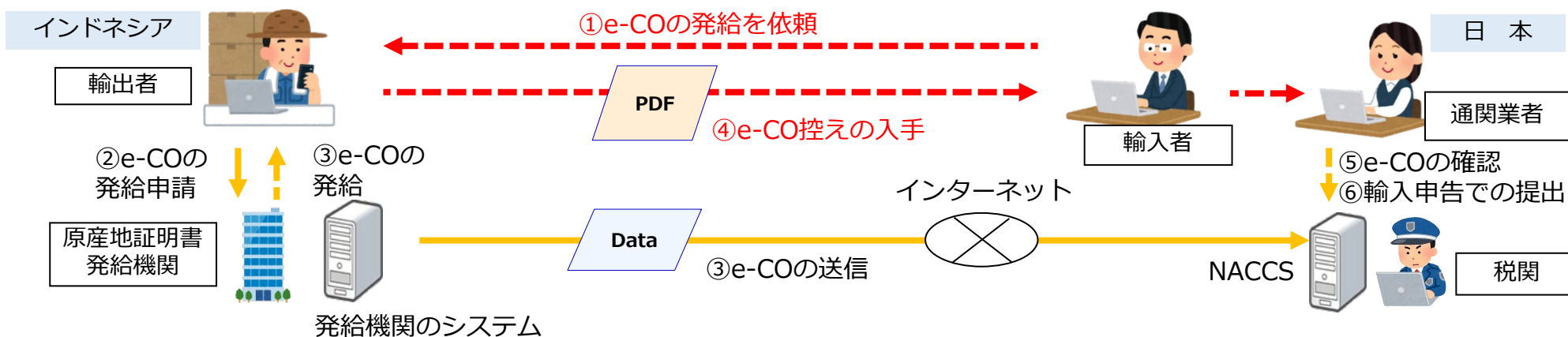
e-COの利用方法：ステップ①（e-COの発給）

インドネシアの輸出者へのe-COの発給依頼

インドネシア発給機関（商業省）は、令和5年5月1日（月）から日本向けe-COの発給申請の受付を開始します。日本での輸入申告においてe-COの利用を希望される場合、輸入者等において貿易取引相手である**インドネシアの輸出者にe-COの発給手続を依頼**してください。

インドネシアの輸出者からのe-CO控えの入手

インドネシアの輸出者は、インドネシア発給機関のシステムから発給を受けたe-COの控えをPDFファイルによりダウンロードすることができます（以下「e-CO控え」）。パイロット運用期間中、日本への輸入申告においてe-COを利用する際にはe-CO控えを併せて提出していただくこととなりますので、**インドネシアの輸出者からe-CO控えを入手**してください。



e-COの利用方法：ステップ②（e-COの確認その1）

インドネシア発給機関が発給したe-COはNACCSに直接送信されます。NACCSが受信したe-COを輸入申告に使用する際には、輸入者等において事前にNACCSでe-COの内容を確認してください。

NACCSでのe-COの確認方法

NACCSで受信したe-COの内容は、「**原産地証明書情報内容照会（IOV）**」業務で以下の**データ項目を入力**することによって照会することができます。

【方法1】「**C/O番号**」にe-COの**原産地証明書番号（Certification No.）**を、
「**e C/Oキー**」にe-COの**1品目目のインボイス番号（Invoice number）**を入力

【方法2】「**N-C/O番号**」を入力

※「N-C/O番号」はNACCSでe-COを受信したときに付与される番号であり、IOV業務で照会したe-COの情報から確認することができます。そのため、初回は必ず【方法1】により照会する必要があります。

IOV業務（入力画面イメージ）

| | |
|---------|--------------------------|
| 照会区分* | <input type="checkbox"/> |
| N-C/O番号 | 202209071234ABCD |
| C/O番号 | <input type="text"/> |
| e C/Oキー | <input type="text"/> |
| 国コード | <input type="text"/> |
| 申告等番号 | <input type="text"/> |
| 欄番号 | <input type="text"/> |

e-CO控え（イメージ）

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| 1. Exporter's name, address and country: | Certification no. 原産地証明書番号 | Number of page / |
| 2. Importer's name, address and country: | AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM I/IEPA | |
| 3. Means of transport and route (as far as known) | Issued in Indonesia | インボイス番号 |
| 4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packaging; description of good(s); HS tariff classification number | 5. Preference criterion | 6. Quantity and weight |
| | | 7. Invoice number(s) and date(s) |
| | | 3 |

※NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

e-COの利用方法：ステップ②（e-COの確認その2）

IOV業務（照会結果イメージ）

IOV業務ではe-COの情報を帳票形式で出力することもできます。

IOV 原産地証明書情報内容照会

ファイル(F) 表示(V)

共通部 欄部

照会区分 N-C/O番号 C/O番号

eC/Oキー 国コード 申告等番号

協定 ステータス 総欄数

Exporter's name, address and country
(輸出者ID、輸出者名、輸出者住所)

Submission (提出日)

Category code (カテゴリコード)

Issuer Party/Code/Name (発給国コード、発給国名)

Origin Party/Code/Name
(原産国コード、原産国名)

Final destination Party/Code/Name
(最終仕向国コード、最終仕向国名)

Importer's name, address and country
(輸入者ID、輸入者名、輸入者住所)

Means of transport/Code/Name
(輸送手段コード、船名・便名)

Port of loading/Code/Name
(船名/機動港コード、船名/機動港名)

**原産地証明書情報
(共通部)**

IOV 原産地証明書情報内容照会

ファイル(F) 表示(V)

共通部 欄部

Item number (欄番号) HS code (HS番号) Number and kind of packages (細包種類)

Itemised category code (品目カテゴリコード) Quantity (数量)

Gross weight (重量 (グロス))

Preference criterion (特惠基準)

**原産地証明書情報
(欄部)**

Description of goods (品名)

内取り内容

残存量 内取り方法

内取欄番号 申告等番号 輸入申告年月日 内取量 確認状態 申告官署 輸入許可年月日

備考

**内取り情報
(欄部)**

※NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その1）

令和5年5月1日（月）から31日（水）までの輸入申告における取扱い

日インドネシアEPAに基づくEPA税率を適用しようとする貨物の**輸入申告（予備申告を行う場合には予備申告）**の際に、**e-COを提出するとともに**、インドネシアの輸出者から入手した**e-CO控えも併せて提出してください**。税関において当該e-COをe-CO控えと対査し、必要な確認を行います。

【e-COの提出方法】

「輸入申告事項登録（IDA）」業務において輸入承認証等欄に以下の①又は②のいずれかを入力したうえで輸入申告を行ってください。

（方法1）**eC/Oキー**（e-COの1品目目のインボイス番号）及び**C/O番号**（原産地証明書番号）を入力

※ 必ずeC/Oキー、C/O番号の順に2欄連続して入力してください。

| 輸入承認証等識別 | 輸入承認証番号等 |
|----------|----------------------|
| GENS | 1品目目のインボイス番号（eC/Oキー） |
| GENS | 原産地証明書番号（C/O番号） |

（方法2）**N-C/O番号**を入力

※ 原則、N-C/O番号を使用するか否かは自由ですが、①のeC/Oキー又はC/O番号が20桁を超える場合等は輸入承認証番号等欄に入力できないため、②のN-C/O番号を入力する必要があります。

| 輸入承認証等識別 | 輸入承認証番号等 |
|----------|----------|
| GENN | N-C/O番号 |

【e-CO控えの提出方法】

e-CO控えの提出は、従来の原産地証明書の提出方法（NACCSの申告添付登録（MSX）業務を含む。）と同様に行ってください。

e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その2）

IDA業務入力イメージ（輸入承認証等欄）

（方法1）

| | | eC/Oキー① | | C/O番号① | | eC/Oキー② | | | |
|--------|---|---------|---------------|--------|------|---------------|---|------|-------------|
| 輸入承認証等 | 1 | GENS | INV00001111 | 2 | GENS | TJ2022-000001 | 3 | GENS | INV00002222 |
| | 4 | GENS | TJ2022-000002 | 5 | TASY | 1234567891 | 6 | | |
| | 7 | | C/O番号② | 8 | | | 9 | | |

又は

（方法2）

| | | N-C/O番号① | | N-C/O番号② | | | | | |
|--------|---|----------|------------------|----------|------|------------------|---|------|------------|
| 輸入承認証等 | 1 | GENN | 202209071234ABCD | 2 | GENN | 202209075678EFGH | 3 | TASY | 1234567891 |
| | 4 | | | 5 | | | 6 | | |
| | 7 | | | 8 | | | 9 | | |

注1 IDA業務で入力したeC/Oキー及びC/O番号の組合せ又はN-C/O番号に該当するe-COの情報がNACCSに登録されていない場合には、エラーとなりIDA業務を行うことができません。

注2 原産地証明書識別コードは、e-COを使用する場合も通常の場合と同じ「IDT4」（日インドネシアEPA・第三者証明制度）を入力してください。

注3 輸入申告において入力漏れ、入力誤り等があった場合には、速やかに申告先税関にご相談下さい。

※ NACCSでのe-COの利用方法の詳細はNACCS掲示板をご参照ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

e-COの利用方法：ステップ③（輸入申告時のe-COの提出その3）

令和5年6月1日（木）から25日（日）までの輸入申告における取扱い

5月1日（月）から31日（水）までの期間中、e-COの利用について今後の安定的な運用が見込めると関係当局間で判断した場合、6月1日（木）以降、**輸入申告の際にe-COのみの提出を求めること（e-CO控えの提出は不要）**とし、e-COの運用状況を確認します。6月1日（木）以降における具体的な取扱いについては決まり次第税関HP/原産地規則ポータルにてお知らせいたします。

※e-COの実施に関する最新の情報は、税関HP・原産地規則ポータルからご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

お問合せ、その他のリンク、サイトマップ

ENHANCED BY Google

原産地規則とは、協定・法令等、**原産地証明手続**、事前教示、事後確認

原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

原産地証明手続のページ
(第三者証明制度)

- 各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較
- 経済連携協定の通関手続について（EPAの原産地証明手続給付機関一覧）
- GSPの原産地証明書発給機関一覧
- 原産地証明書のデータ交換について**

tweet

原産地証明書のデータ交換について

【重要なお知らせ】日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換のパイロット運用の開始時期の変更について（令和5年3月22日）

令和5年4月から開始予定としていた日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換に係るパイロット運用について、準備に万全を期すため当局間で協議を行った結果、5月以降に開始する方向で調整することとなりましたので、お知らせいたします。

電子原産地証明書のご利用を予定されている皆様には、大変申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお願いたします。

なお、今後のスケジュール及びパイロット運用の具体的な実施方法については、本HPでお知らせいたします。

原産地証明書のデータ交換に伴うNACCSの対応等説明会（日インドネシアEPA）について（令和5年2月14日）

※パイロット運用の開始日は変更となりました。（令和5年3月22日）

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について、令和5年1月30日（月）、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）との共催により日本への輸入申告に係るNACCS等について説明会を行いました。

参考情報・お問い合わせ先

■ 参考情報

- 原産地証明書のデータ交換について（税関HP/原産地規則ポータル）
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>
- 輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料（NACCS掲示板）
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

■ お問い合わせ先

- NACCSの業務仕様等に関するお問合せ
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
システム運用部 運用企画課 eCO担当 メールアドレス：e-co@naccs.jp
- 原産地証明書データ交換の取組に関するお問合わせ
財務省関税局関税課原産地規則室 電話：03-3581-4111（内線 5070、5705）
- 原産地規則・関連する税関手続に関するお問合わせ
各税関の原産地調査官 <https://www.customs.go.jp/question2.htm#c>

※日本からの輸出に関するe-COの利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。

（経済産業省ニュースリリース） <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>